

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
福島県事務委任規則の一部を改正する規則 一
- 福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 二
- 人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 二
- 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則 二
- 訓 令
福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 三

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則、人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則、福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則及び福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十七号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則
福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号(1)中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、同号(8)中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同条第六号の二本文中「中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号(1)中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、同号(8)中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同条第十三号本文中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号(2)中「で準用する第十三条第一項及び第三項」を「及び第二項」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

- (2) 第三十一条の六第一項から第三項までの規定による資金の貸付け
第五条第十四号本文中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号中(1)から(15)までを削り、(10)を(15)とし、(9)を(14)とし、(8)を(13)とし、(7)を(12)とし、同号(6)中「第三十七条第二項で準用する第八条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同号(6)を同号(11)とし、同号(5)の次に次のように加える。
- (6) 第三十一条の六第五項の規定による措置期間の延長
- (7) 第三十一条の七で準用する第十条の規定による貸付金の交付
- (8) 第三十一条の七で準用する第十一条の規定による修学資金の交付の停止及び減額
- (9) 第三十一条の七で準用する第十二条の規定による貸付けの停止
- (10) 第三十一条の七で準用する第十九条第一項の規定による償還金の支払の猶予

五 福島県理容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十一号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第三条第一項の規定による届出の受理
- (2) 第三条第二項の規定による届出の受理
- (3) 第六条第七号中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。
- (7) 第三十四条の規定による報告の徴収
- (6) 第六条第十二号中(4)を(7)とし、(3)を(6)とし、(2)を(5)とし、(1)を(4)とし、(4)の前に次のように加える。
- (1) 第五条第一項の規定による届出の受理
- (2) 第五条第二項の規定による届出の受理
- (3) 第五条第三項の規定による届出の受理
- 第六条第二十二号を次のように改める。
- 二十二 福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十二号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第三条第一項の規定による届出の受理
- (2) 第三条第二項の規定による届出の受理

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

福島県規則第六十八号

福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年福島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第二号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第二号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

明・大・昭・平 年 月

Diagram showing the replacement of '日 生' (Date of Birth) with '年 月 日 生' (Year, Month, Day of Birth) in the application form.

附 則

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第二号様式の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則第一号様式及び第二号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(行政経営課)

福島県規則第六十九号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表1の項①中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同表3の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第2項」を「第2条第12項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、別表第一の第一の表3の項の改正規定は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第七十号

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十八年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県規則第七十一号

福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和四十年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(薬務課)

(社会福祉課)

訓 令

福島県訓令第十四号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 佐藤雄平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の5の表自立支援総合部児童家庭課の項2中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改め、同項2の(2)中「第15条」を「第15条第1項」と改め、同項2の(4)中「第32条第4項」を「第32条第5項」とし、「第15条」を「第15条第1項」と改め、同項2の(4)を同項2の(6)とし、同項2の(3)中「第32条第3項」を「第32条第4項」と改め、同項2の(3)を同項2の(5)とし、同項2の(2)の次に次のように加える。

(3) 第31条の6第4項で準用する第14条の規定による資金の貸付け	○								
(4) 第31条の6第5項で準用する第15条第1項の規定による貸付金の償還の免除	○								

別表第二の5の表自立支援総合部児童家庭課の項3中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と改め、同項3の(2)中「第17条」を「第17条ただし書」と改め、同項3の(5)を削り、同項3の(4)を同項3の(6)とし、同項3の(3)を同項3の(5)とし、同項3の(2)の次に次のように加える。

(3) 第31条の7で準用する第13条の規定による貸付けの停止	○								
(4) 第31条の7で準用する第17条ただし書の規定による貸付金償還金の違約金免除	○								

附 則

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(行政経営課)